ホ　国は、地方公共団体が能動的にマンションの再生等の円滑化に取り組むことができるよう、地方公共団体の担当者向けの研修を実施するなど、地方公共団体の体制の強化に向けた総合的な支援に努めることとする。

別紙　法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準の目安

法第四条の二に基づき、都道府県（市の区域内にあっては、当該市）がマンションの区分所有者に対して助言又は指導を行う際の判断の基準の目安は、当該マンションが法第百六十三条の五十六第二項各号に規定する要除却等認定の基準に該当する可能性があると認める場合とする。

また、法第四条の二に基づき、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）がマンションの区分所有者に対して勧告を行う際の判断の基準の目安は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

一　当該マンションが、法第百六十三条の五十六第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却等認定の基準の複数に該当する可能性が高いこと。

二　当該マンションが、法第百六十三条の五十六第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却等認定の基準よりも安全性が低いことにより、又は、更なる劣化が進行することにより、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあること。

なお、個別の事案に応じ、当該マンションが法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準のいずれに該当しない場合についても、マンション建替等円滑化指針等に即し、必要な助言、指導又は勧告を行うことは差し支えない。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

○国土交通省告示第千二十二号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和六年国土交通省令第四十三号）第十三条（第十七条において準用する場合を含む。）並びに第四十二条第二号及び第四号（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定め、令和七年十一月二十一日から適用する。

令和七年十一月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示

第一条　海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（以下「省令」という。）第十三条の告示で定める科目は、次のとおりとする。

一　輸送の安全の確保に関する科目

二　船舶の運航に関する科目

イ　水上交通に関する基礎

ロ　気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断

ハ　航海の安全の確保

三　船舶の施設及び船員に関する科目

イ　船体及び設備

ロ　船員の配置及び教育訓練

四　輸送の安全に係る近年の動向に関する科目

第二条　前条の規定は、省令第十七条において準用する省令第十三条の告示で定める科目について準用する。

第三条　省令第四十二条第二号の告示で定める内容及び方法の基準は、次のとおりとする。

一　安全統括管理者講習の内容は、安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。

二　安全統括管理者講習の時間は、一時間以上であること。

三　安全統括管理者講習は、毎月一回以上行うこと。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

四　離島その他受講の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、安全統括管理者講習の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるものであること。

五　前各号に掲げるもののほか、公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により安全統括管理者講習を行うものであること。

第四条　省令第四十二条第四号の告示で定める基準は、安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであることとする。

第五条　第三条の規定は、省令第五十一条において準用する省令第四十二条第二号の告示で定める内容及び方法の基準について準用する。この場合において、第三条中「安全統括管理者」とあるのは、「運航管理者」と読み替えるものとする。

第六条　第四条の規定は、省令第五十一条において準用する省令第四十二条第四号の告示で定める基準について準用する。この場合において、第四条中「安全統括管理者」とあるのは、「運航管理者」と読み替えるものとする。

別紙　法第四条の二に基づき、都道府県（市の区域内にあっては、当該市）がマンションの区分所有者に対して助言又は指導を行う際の判断の基準の目安は、当該マンションが法第百二条第二項各号に規定する要除却認定の基準に該当する可能性があると認める場合とする。

また、法第四条の二に基づき、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）がマンションの区分所有者に対して勧告を行う際の判断の基準の目安は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

一　当該マンションが、法第百二条第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却認定の基準の複数に該当する可能性が高いこと。

二　当該マンションが、法第百二条第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却認定の基準よりも安全性が低いことにより、又は、更なる劣化が進行することにより、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあること。

なお、個別の事案に応じ、当該マンションが法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準のいずれに該当しない場合についても、マンション建替等円滑化指針等に即し、必要な助言、指導又は勧告を行うことは差し支えない。